

国民健康保険事業特別会計予算

歳入

科 目	本 年 度	前 年 度	増 減 額	増 減 率
	千円	千円	千円	%
1 国民健康保険税	10,118,795	10,194,583	△ 75,788	△ 0.7
2 使用料及び手数料	1	1	-	-
3 国庫支出金	9,400,484	8,756,401	644,083	7.4
4 療養給付費等交付金	2,333,517	2,153,106	180,411	8.4
5 前期高齢者交付金	8,197,474	8,168,272	29,202	0.4
6 県支出金	1,762,442	1,648,948	113,494	6.9
7 共同事業交付金	4,285,746	4,265,641	20,105	0.5
8 財産収入	599	555	44	7.9
9 繰入金	2,194,679	2,193,248	1,431	0.1
10 繰越金	2	2	-	-
11 諸収入	71,014	57,675	13,339	23.1
歳入合計	38,364,753	37,438,432	926,321	2.5

歳出

科 目	本 年 度	前 年 度	増 減 額	増 減 率
	千円	千円	千円	%
1 総務費	445,371	467,919	△ 22,548	△ 4.8
2 保険給付費	26,251,854	25,598,645	653,209	2.6
3 後期高齢者支援金等	4,814,976	4,569,350	245,626	5.4
4 前期高齢者納付金等	11,320	11,117	203	1.8
5 老人保健拠出金	3	3	-	-
6 介護納付金	2,112,694	2,086,317	26,377	1.3
7 共同事業拠出金	4,285,766	4,265,661	20,105	0.5
8 保健事業費	296,661	300,695	△ 4,034	△ 1.3
9 基金積立金	599	555	44	7.9
10 公債費	500	500	-	-
11 諸支出金	45,009	37,670	7,339	19.5
12 予備費	100,000	100,000	-	-
歳出合計	38,364,753	37,438,432	926,321	2.5

1. 加入世帯数・被保険者数 ※ ()内は23年度当初

	加入世帯数	被保険者数
一般	53,900世帯 (54,400世帯)	94,800人 (96,800人)
退職者	3,900世帯 (3,300世帯)	8,400人 (7,200人)
計	57,800世帯 (57,700世帯)	103,200人 (104,000人)

2. 国民健康保険税率 ※ ()内は23年度当初

	医療分	後期高齢支援金分	介護分
所得割	7.4%(7.4%)	1.8%(1.8%)	2.0%(2.0%)
資産割	14.0%(14.0%)	0.0%(0.0%)	0.0%(0.0%)
均等割	29,000円(29,000円)	7,400円(7,400円)	9,400円(9,400円)
平等割	25,500円(25,500円)	5,800円(5,800円)	6,100円(6,100円)
課税限度額	510,000円(510,000円)	140,000円(140,000円)	120,000円(120,000円)

吉井支所所管区域(H27年度統一)

	医療分	後期高齢支援金分	介護分
所得割	6.9%(6.6%)	1.8%(1.8%)	1.7%(1.6%)
資産割	21.0%(24.0%)	0.0%(0.0%)	0.0%(0.0%)
均等割	21,500円(19,000円)	8,500円(9,000円)	10,500円(11,000円)
平等割	24,500円(24,000円)	2,800円(1,800円)	3,000円(2,000円)
課税限度額	510,000円(510,000円)	140,000円(140,000円)	120,000円(120,000円)

3. 国民健康保険制度等

・自己負担割合

就学	70歳	74歳	75歳～(後期高齢者医療制度)
2割	3割	一般2割(3割)	一般1割(3割)

・70～74歳は1割に凍結1年間延長 ・()内は現役並み所得者

・自己負担限度額(70歳まで)

上位所得者	150,000円+[(実際にかかった医療費-500,000円)×1%](83,400円)
一般	80,100円+[(実際にかかった医療費-267,000円)×1%](44,400円)
市民税非課税世帯	35,400円(24,600円)

・自己負担限度額(70～74歳) 原則定率1割負担、現役並み所得者については定率3割負担。

	外来限度額(個人毎)	外来+入院限度額(世帯毎)
現役並み所得者	44,400円	80,100円+[(実際にかかった医療費-267,000円)×1%](44,400円)
一般	12,000円	44,400円
低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円
低所得者Ⅰ		15,000円

※ ()内の額は、過去1年間の4回目以降の自己負担基準限度額

・高額医療費・高額介護合算制度

国保と介護の両方に自己負担がある場合、その両方の自己負担額を合算して、一定の限度額を超える自己負担については、高額介護合算療養費として支給する。

	国保＋介護保険(70歳未満を含む)	国保＋介護保険(70歳から74歳)
上位所得者	1,260,000円	670,000円
一般	670,000円	560,000円
低所得者Ⅱ	340,000円	310,000円
低所得者Ⅰ		190,000円

4. 出産育児一時金 原則42万円

5. その他 葬祭費、特定健診、特定保健指導、人間ドック助成など